

玄海及び川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の主な修正内容

1. 原子力防災要員の見直しに伴う修正

- ・原子力災害時に発電所の事故収束に従事する可能性がある要員を、全て原子力防災要員として記載

2. 新規制基準への適合に伴う修正（川内のみ）

- ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）から、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送する項目を追加
- ・重大事故対処設備等の可搬型機材を防災資機材として記載

3. その他（後方支援拠点の候補地の見直し）

[玄海]

「唐津発電所」の廃止に伴い、名称を「旧唐津発電所用地」に変更

[川内]

後方支援拠点の候補地を2箇所追加するとともに、狭小な後方支援拠点の候補地を削除

以上

「原子力事業者防災業務計画の主な内容」

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本的な考え方、運用及び修正について記載

第2章 防災体制

緊急時体制の区分、原子力防災組織、原子力防災管理者の職務等について記載

第3章 原子力災害予防対策の実施

通報や業務に必要な設備、資機材等の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施、関係機関との連携等について記載

第4章 緊急事態応急対策等の実施

原災法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価などの応急措置の実施、緊急事態応急対策等について記載

第5章 原子力災害事後対策の実施

原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について記載

第6章 その他

他社原子力発電所等で原子力災害が発生した場合の原子力防災要員派遣や資機材貸与等の協力について記載

以 上

用語等の解説

原子力災害対策特別措置法

- ・原子力災害発生時の迅速な初期動作の確保、国、自治体、原子力事業者等の連携の強化、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務などを定めた法律

原子力防災要員

- ・原災法の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）

- ・原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する設備。本設備から国が整備する緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送している。

緊急時対策支援システム（ERSS）

- ・原子力施設から常時伝送されるプラントパラメータ情報を受け、原子力施設の状況を把握するためのシステム

以上